

ポリエチレンナフタレートの個別規格が新設されました

平成28年6月8日付厚生労働省告示第245号において食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、新たにポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装について個別規格が設定されました。

本改正にかかる猶予期間は平成28年12月7日までとなり、平成28年12月8日以降製造され又は輸入される器具又は容器包装については新しい規格基準に適合する必要があります。

検査項目		基準値		
一般規格	溶出試験	重金属（鉛として）	1 μ g/mL 以下	
		過マンガン酸カリウム消費量	10 μ g/mL 以下	
	材質試験	鉛	100 μ g/g 以下	
		カドミウム	100 μ g/g 以下	
個別規格	溶出試験	ゲルマニウム	0.1 μ g/mL 以下	
		蒸発残留物	水	30 μ g/mL 以下
		4%酢酸	30 μ g/mL 以下	
		20%エタノール	30 μ g/mL 以下	
		ヘプタン	30 μ g/mL 以下	

当財団では、ポリエチレンナフタレートにかかる検査体制を整備し、皆様からの検査のご依頼をお待ちしております。

尚、本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

お問い合わせはこちらまで ☞



一般財団法人 日本文化用品安全試験所 (ブンカケン)

東京事業所 化学分析センター TEL : 03 (3829) 2515

E-Mail : kagaku-tokyo@mgsi.or.jp

大阪事業所 化学分析部 TEL : 072 (968) 2228

E-Mail : kagaku-osaka@mgsi.or.jp